

健保だより



◆ ～～ 新年のご挨拶 ～～ ◆

昭和飛行機健康保険組合

理事長 吉住 陽之

新年明けましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全世代対応型社会保障制度改正法が昨年5月に可決成立し、一部を除き、本年4月から施行されることになっています。このことから、2024年は私たち健康保険組合にとって大きな改革の年になると予想されます。現役世代と高齢者の負担のアンバランスの是正が長年の課題とされてきましたが、このたび、後期高齢者医療制度における高齢者の保険料負担割合を見直すこととなりました。これは、制度創設当時と比べ、現役世代一人当たりの後期高齢者支援金が1・7倍に増加しているのに対し、後期高齢者一人当たりの保険料は1・2倍にとどまっており、双方の伸び率をならすよう見直すものです。我々が声を上げ続けた問題が、ようやく具体的な形となって施行される運びとなり、持続可能な社会保障制度の構築を見据えたものとして評価できます。

一方、前期高齢者納付金においては、報酬水準に応じて調整する仕組みが導入されます。現役世代の負担軽減という改革の趣旨を踏まえると、これ以上の報酬調整の拡大は認められません。団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」と、その後も少子高齢化による厳しい状況が見込まれるなか、健保組合は、現役世代の負担軽減のため、関係団体一丸となって国へ訴えてまいります。

そのような情勢のなか、当健保組合の令和4年度決算は、収入としては、加入者数の減少により保険料収入が予算に対して1,600万円ほど少なくなり、全体としても予算を1,700万円程下回り、支出については、保険給付費において、本人分が若干多くなったものの家族分等において低く収まり、予算に対しては若干少なくなり、保健事業費や予備費において余ったことなどから、予算に対して6,700万円程の減少となっております。よって、経常収支差引残額は、予算では1,100万円の黒字を見込んでいましたが、決算では1,800万円の黒字となりました。今後も引き続き厳しい健康保険情勢となるかと思われ、財政運営においても厳しくなるかと思われませんが、加入者の皆様の健康を守るため、引き続き努力してまいりますので、加入者の皆様も医療費の適正化に、ご理解とご協力を本年もよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様にとって幸多き一年となることをお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



新春にあたり
皆様方のご健勝を
お祈り申し上げます。
本年もよろしく
お願いいたします。

理事長	吉住 陽之	理事	太田 剛	理事	細田 克巳	理事	乙津 一登	理事	奥山 貴志	理事	川瀬 敦士	監事	鈴木 かえで	監事	西田 秀明	組合会議員	長谷川 祐司	組合会議員	保坂 順子	組合会議員	萩原 誠一	組合会議員	水野 智博	組合会議員	坂野 彰吾	組合会議員	井口 伸治	職員一同	
-----	-------	----	------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	--

被保険者及び被扶養者のみなさまへ

『個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）』では、「個人情報取扱事業者」とは、5千人以上の個人情報を保有している民間企業等の全てが該当します。健保組合の場合は、レセプト（医療費の請求明細書）など重要度の高い医療情報を取り扱っていることから、厚生労働省のガイドラインによって、保有する個人情報の人数に関係なく、「個人情報取扱事業者」と全く同様の義務が課せられることとなっておりますことから、加入者である被保険者及び被扶養者のみなさまへ、今回下記事項についてお知らせいたします。

なお、「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報の利用目的」については、当健保ホームページ（<https://www.showa-aircraft-kenpo.or.jp>）に掲載してありますのでそちらをご参照ください。

個人情報の共同利用について①

当健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

高額医療給付に関する交付金交付事業におけるレセプト（個人情報）の取扱いは、個人情報保護法第23条第4項第3号の規定に基づく、「個人データの第三者への提供にあたらぬ共同利用」に該当しますが、その取扱いについては共同事業として実施（利用）する旨を明確にした上で、①共同事業で個人データを利用する趣旨、②共同して利用する個人データの項目、③個人データを取り扱う人の範囲、④取扱う人の利用目的、⑤データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知するか、ホームページ、広報紙・誌（年4回以上）、組合事務所及び事業所への掲示、パンフレットやチラシの配布など、取り得るべき広報手段を用いて継続して公表する - こととされておりますことから、このお知らせを行うものです。

記

「高額医療給付に関する交付金交付事業」につきましては、健康保険法附則第2条に基づき、健保連と健保組合が共同で実施している事業です。

この事業は、当健康保険組合に、高額な医療費が発生した際、その費用の一部が健保連から交付されるものです。交付申請にあたっては、「診療報酬明細書」（調剤報酬明細書を含む。以下レセプト）の写し及び当該レセプトに係る患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・組合財政支援グループに提出することとなっております。健保連ではこれを交付申請の審査・決定ならびに、高額医療費の分析等（高額医療費の動向に関する記者発表のための基礎資料）に利用しております。

また、健保連におけるデータ取扱者については、組合財政支援グループ職員、データ処理委託業者（財団法人 社会経済生産性本部・社会情報システム部及び協力会社）となっております。さらに、データ保有期間については、申請の時効の扱い等の関係上、レセプトのコピーについては、1年程度保存し、その後イメージデータ化したものを4年程度保存しております。

なお、レセプトの取扱いを含む「高額医療給付に関する交付金の申請書類」の管理責任体制につきましては、当組合データ管理責任者 常務理事、健保連・組合財政支援グループデータ管理責任者 組合財政支援グループマネージャーとなっております。

個人情報の共同利用について②

当健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報保護法第23条第4項第3号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的及び⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を他に提供できるとされています。

1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

生活習慣病予防検診の受診者に係る以下の項目

氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、事業所社員コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診日、健診実施機関名、健診実施機関所在地、相談・指導内容、所見

2. 共同利用する者の範囲

※次のとおり

3. 共同利用目的

当組合は共同利用者と健康診断等の事業を共同で行います。

被保険者に対して、健診結果に基づく事後指導等を効果的に行うため、個人情報を共同で利用します。

4. 個人情報の管理について責任を有する者

- ・東京都昭島市田中町600番地
昭和飛行機健康保険組合
常務理事 太田 剛
- ・各事業所責任者 ※次のとおり

5. 利用停止の手続

共同利用の停止を希望される方は、下記にご連絡ください。

担当 健保組合（原島）まで

電話 042-541-2128【直通】 (Fax 042-544-9269)

事業所別共同利用者及び個人情報管理責任者名

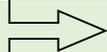
事業所名	共同利用者	個人情報管理責任者
昭和飛行機工業㈱	東京都昭島市田中町 600 番地 昭和飛行機工業㈱	東京都昭島市田中町 600 番地 昭和飛行機工業㈱ 常務執行役員 吉住 陽之
JAM東京千葉昭和飛行機労働組合	東京都昭島市田中町 562-8 JAM東京千葉昭和飛行機労働組合	東京都昭島市田中町 562-8 JAM東京千葉昭和飛行機労働組合 執行委員長 乙津 一登
昭和飛行機健康保険組合	東京都昭島市田中町 600 番地 昭和飛行機健康保険組合	東京都昭島市田中町 600 番地 昭和飛行機健康保険組合 常務理事 太田 剛
昭和の森総合サービス㈱	東京都昭島市田中町 562-1 昭和の森総合サービス㈱	東京都昭島市田中町 562-1 昭和の森総合サービス㈱ 代表取締役社長 佐藤 剛
アーバンリゾート昭和の森㈱	東京都昭島市拝島町 4017-3 アーバンリゾート昭和の森㈱	東京都昭島市拝島町 4017-3 アーバンリゾート昭和の森㈱ 代表取締役社長 馬崎 浩一
昭和の森エアサービス㈱	東京都昭島市田中町 600 番地 昭和の森エアサービス㈱	東京都昭島市田中町 600 番地 昭和の森エアサービス㈱ 代表取締役社長 森本 大
㈱メトス	東京都中央区築地 6-16-1 ㈱メトス	東京都中央区築地 6-16-1 ㈱メトス 代表取締役社長 吉永 昌一郎
昭和飛行機都市開発㈱	東京都昭島市田中町 610-3 昭和飛行機都市開発㈱	東京都昭島市田中町 610-3 昭和飛行機都市開発㈱ 代表取締役社長 楠木 政俊

『医療費のお知らせ』の配付に伴う事前同意について

当健康保険組合では、医療給付が発生した加入者に対して、その世帯に属する家族分を一括して毎月被保険者宛にお知らせしているところですが、このお知らせには病院等にかかった方の氏名、医療機関名、医療費等個人情報が含まれており、家族の方から見ますと、第三者である被保険者へ個人情報が提供されていることとなります。個人情報保護法第23条の規定では、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報（個人データ）を第三者に提供することができません。しかしながら、本人（＝加入者。つまり被保険者及び被扶養者の方。）にとって利益となるもの、または事業者側（＝健保組合）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

従いまして、当健康保険組合では、この医療費のお知らせを世帯単位で被保険者宛通知することの同意を、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当健康保険組合までご連絡ください。

健康に関するお悩みは



『みんなの家庭の医学』（アプリ）をご利用ください。

（『App Store』『Google Play』よりダウンロードしてください。）

相談は... メール及び電話で（ココロの相談も受け付けます。）

☎0120-112-576 へ [無料] ※プライバシーは守られます。

この機関紙又は個人情報に関するお問合せ先

昭和飛行機健康保険組合
 電話 042-541-2128 Fax 042-544-9269
 E-mail t.harashima@showa-aircraft.co.jp